



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 3 2 4 号 令和 3 年 5 月 1 1 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 1 0	指定希少野生生物の指定をする件	グリーン社会推進課
3 1 1	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
3 1 2	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
3 1 3	歳入の指定代理納付者を指定した件	税務課
3 1 4	県税の収納の事務を私人に委託した件	同
3 1 5	土地改良区の役員の就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
3 1 6	道路の区域を変更する件	道路整備課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
2 0 ※	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
※	徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第三百十号

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成十八年徳島県条例第十八号）第九條第一項の規定により、指定希少野生生物として、次のとおり指定する。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

ナルトギセル（無脊椎動物）

徳島県告示第三百十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社ナブラ

住 所 大阪市旭区高殿四丁目一六番一九号

代表者 代表取締役 武田政憲

2 工場又は事業場

名 称 株式会社ナブラ徳島工場

所在地 美馬市脇町西赤谷五一七番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号に規定する特定事業場から排出される水の処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和三年五月十一日から

令和三年六月一日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び美馬市市民環境部環境下水道課

徳島県告示第三百十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量
消防ポンプ自動車 一台
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和四年三月三十一日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

- （一） 受領期限
令和三年六月二十一日（月曜日）午前十一時
- （二） 提出場所
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八―六二一―二〇六六）

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八―六二一―二〇六三）

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和三年六月二十一日（月曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和三年六月三十日（水曜日）午前十時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和三年六月二十九日（火曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金 免除

5 入札の無効

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- (三) 記名のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- (八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書の作成の要否 要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and Quantity

1 fire pump car

2 Time Limit of Tender

10:30 a.m on June 30, 2021

3 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Section, Management Strategy Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2063

徳島県告示第三百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、令和三年四月一日次に掲げる者を自動車税の種別割（インターネットを利用して納付するものに限る。）の指定代理納付者として指定したので、徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）第十八条の五第一項の規定により告示する。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	歳入を納付させる期間
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目一五	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
株式会社ジェーシービー	同 港区南青山五丁目一―二三	同

徳島県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、令和三年四月一日次のとおり私人に県税の収納の事務を委託した。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

委託した事務	委託した私人
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項第八号に規定する自動車税の種別割（普通徴収のものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務の取りまとめ	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
同	ビリングシステム株式会社
直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	国分グロースアーズチェーン株式会社
同	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
同	山崎製パン株式会社
同	株式会社ファミリーマート
同	株式会社ポプラ
同	ミニストップ株式会社
同	株式会社ローソン
加盟店舗における徴収金の収納事務	株式会社しんきん情報サービス
スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付された徴収金の収納事務	PayPay株式会社
同	LINE Pay株式会社

徳島県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
新野土地改良区
- 二 就任役員

役員名	氏名	住 所
理 事	天羽 謙 吉	阿南市新野町海老川一七三

徳島県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四九二号	同	美馬市木屋平字三ツ木二四八番 一地先から 同 一一地先まで	一三九番	新	九・六〇・二五・七	一六五・〇
				旧	六・八〇・二四・六	一六五・〇

徳島県選挙管理委員会告示第二十号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年四月二十二日から施行する。

令和三年五月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中150の項を151の項とし、147の項から149の項までを一項ずつ繰り下げ、146の項の次に次のように加える。

147	リハビリテーション大神子病院 介護医療院	徳島市大原町大神子19番地
-----	----------------------	---------------

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年五月十一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一一三）の一部を次のように改正する。

別表第一勝浦町の町長部局の項中「室長」を「室長 主幹」に改め、同町教育委員会事務局の項中「局長 主幹」を「局長」に改め、同表上勝町の町長部局の項中「課長」を「参事 課長」に改め、同町教育委員会事務局の項中「局長 主幹」に改め、同町の診療所の項中「主幹」を「事務長 看護師長」に改め、同表神山町の町長部局の項中「総務課課長補佐（人事、財政又は行政担当の課長補佐に限る。）」を「総務課課長補佐 総務課財政係長」に改め、同町教育委員会事務局の項の次に次のように加える。

農業委員会事務局

局長

別表第一那賀町の会計課の項中「副課長」を「課長 副課長」に改め、同町の相生包括ケアセンターの項の次に次のように加える。

保健センター

センター長

別表第一牟岐町の小学校の項及び中学校の項中「校長」を「校長 副校長」に改め、同表海陽町の診療所の項中「所長」を「所長 事務長」に改め、同表北島町の保健相談センターの項を削り、同町の図書館・創世ホールの項中「館長」を「所長 館長」に改め、同表藍住町の町長部局の項中「産業支援担当の」を「産業支援室長を兼ねる」に改め、同表上板町の技の館の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。